

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考とさせていただければと思います。

当会及び日本弁護士連合会の育児に伴う会費等の免除制度については、当会会員サービスサイト(<https://niben.jp/member/support/shien/kaihi.html>)/会員サポート/出産・子育て支援/会費等の免除に掲載しております。



No.

56

夫婦で分担して楽しく子育て

女性会員(66期)

- ①弁護士業務と育児の両立のために工夫したこと
 - ・夫婦どちらもが1人で一通りの子どもの面倒をみられるようにしました。
 - ・スケジュール管理アプリを使うなどして夫とスケジュールを共有し、保育園のお迎えは平等(2週間10営業日で5日ずつ)に行い、執務時間を確保できるようにしました。
- ②出産又は育児休業から業務に復帰する際に工夫したこと
 - ・産休前に、基本的に全ての事件を1人体制から複数人体制とするか、別の弁護士へ担当替えをお願いし、裁判等に影響が出ないように努めました。
- ③子育てに従事する弁護士へのメッセージ
 - ・弁護士は、子育てについて制度が整備されていないことが多いので、職場や配偶者・親族との

人間関係が非常に重要になると日々感じています。子どもを保育園に預けられたとしても体調不良で度々突然休まざるを得ないことも多いので、職場や家族とコミュニケーションをしっかり取り、頼れるところは迷わず頼り、無理をしすぎないで笑顔で子育てをしてほしいと思います。

- ④子育てに従事する弁護士を雇用する弁護士又は弁護士法人へのメッセージ
 - ・私は大学で学生に講義をする機会がありますが、男女どちらとも子育てと仕事の両立についての関心が非常に高いと感じています。今後、弁護士業界に優秀な人材を集めるためには、男女どちらにとっても子育てを無理なく楽しく行っていけるという発信が重要であり、そのような発信ができるよう業界全体で工夫していかると良いと思います。

「早期独立・産休・育休明け 弁護士等に関する 経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。